

令和6年度諫早市農業委員会 第1回総会議事録

1 開催日時 令和6年4月26日（金） 開会 午後2時00分～閉会 午後4時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員（20人）

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	久本純造			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田直志	3番 西口雪夫
	4番	立森和富	5番	前田貞松	6番 林田芳信
	7番	平野和敏	8番	増田真美子	9番 補伽文夫
	10番	森田正男	11番	中島康範	12番 松本秀徳
	13番	江崎義明	14番	野田 浩	15番 泉野政則
	16番	田淵勇二	17番	池田武弘	18番 増山時子

4 欠席委員（0人）

5 付議事件

- 第1号 令和5年度事業報告承認の件
- 第2号 令和6年度事業計画（案）承認の件
- 第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）承認の件
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
- 第8号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件
- 第9号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件
- 第10号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農地改良等届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦
事務職員 俣野海喜

9 議 事

(開会)

事務局 長

定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度諫早市農業委員会第1回総会」を開会いたします。皆様ご起立の上、国旗・市旗にご注目ください。

(掛け声「一同礼」)

ご着席ください。

本日は、公務ご多用の中、ご来賓として、諫早市長大久保潔重様にご出席をいただいておりますので、ご紹介いたします。

また、松落農林水産部長をはじめ農林水産部幹部職員の皆様にもご出席いただいております。幹部職員につきましては、後ほどご紹介いたしたいと思います。

それでは開会にあたり、諫早市農業委員会 会長 山開博俊がご挨拶申し上げます。

会 長

(会長挨拶)

事務局 長

続きまして、諫早市長大久保潔重様より、ご挨拶を賜わりたいと存じます。

市 長

(市長挨拶)

事務局 長

大久保市長、有り難うございました。

事務局 長

諫早市農業委員会は、農業委員20名と各担当地域での現場活動を主に行っていただく農地利用最適化推進委員38名の合計58名で構成され、農地法に基づく許認可事務、農地等の利用最適化の推進活動を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 長

それではここで、ご来賓の大久保市長は、公務の都合によりここで退席されます。お忙しい中、誠にありがとうございました。

(市長退席)

事務局 長

それではあらためまして、本日ご出席の農林水産部の幹部職員の皆様をご紹介したいと思います。農林水産部の皆様、恐れ入りますが前のほうへお願いいたします。

(農林水産部幹部紹介)

事務局 長

有り難うございました。松落部長をはじめ、農林水産部幹部職員の皆様は、公務のため、ここで退席となります。お忙しい中、ありがとうございました。

(農林水産部幹部職員退席)

事務局

総会会場の配置を変更しますので、しばらくお待ちください。

(会場配置変更)

事務局

それでは、ただいまより令和6年度諫早市農業委員会第1回総会を始めさせていただきます。それでは、会長挨拶と開会宣言、議事の進行につきまして、山開会長よりお願いいたします。

議 長

これより、令和6年度諫早市農業委員会第1回総会を開会いたします。

総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、20名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 異議なしということですので、議事録署名人に2番・牟田直志委員、11番・中島康範委員のご両人をお願いいたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。また、発言は、簡明に、議題外又はその範囲を越えないようお願いします。

（議案第1号） それでは、議案第1号「令和5年度 事業報告承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「令和5年度事業報告承認の件」を説明いたします。

令和5年度は、農地の利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者には利用意向調査、荒廃農地の所有者には非農地通知を行い、守るべき農地の明確化を推進しました。さらに担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などを行い、農地等の利用の最適化を推進しました。また、農業者年金への加入推進活動を行い新規加入者の目標人数を達成することができました。

項目ごとの活動については、1番の会議の開催は、毎月の総会においては、農地法等に基づく各種申請書の審議のほか、市から意見を求められた農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見聴取の審議や農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する回答などを行いました。

2番の農地関係業務は、各種申請書審査等を行い、適正な事務処理に努めました。また、農地利用状況調査で、遊休農地の所有者等に、農地利用意向調査を実施し、貸付け等の意向を確認し、農地中間管理事業等を利用する所有者等の情報を農地中間管理機構へ提供し借受け希望者へのあっせんを行っております。農地の流動化推進については、貸し手・借り手からのあっせん依頼を受け認定農業者等の担い手への権利設定を推進しました。遊休農地解消については、農地中間管理機構等と連携し、規模拡大を図る認定農業者等と遊休農地とのマッチングを行いました。

3番の農政関係業務は、5年度の活動計画に基づき実施したところです。担い手支援、農業後継者等への相談・支援については、市や関係機関等と連携し、指導・助言を行いました。女性農業委員の活動支援については、「農業委員会女性研修会」、「ながさき女性 農業者の集い」及び「全国農業委員会女性活動シンポジウム」等に参加しております。広報業務では、「農業委員会だより」を年2回発行しており、全国農業新聞の購読推進も併せて行いました。

4番の行政機関等への意見書の提出では、運営委員会を開催して内容を協議したうえで、10月に会長外6名の委員が参加し、市に対して「農地等利用最適化推進

施策の改善に関する意見書」を提出いたしております。

5番の農地賃借料情報提供は、調査を実施し、市ホームページに掲載しております。

最後に6番の委員研修については、先進地視察研修として7月に熊本県天草市農業委員会を訪問し、「タブレット端末を活用した委員活動の取組み」について研修を行いました。また、8月に農業会議が開催した「地区別農業委員会委員研修会」へ参加、1月には県央地域農業委員会協議会にて開催した「世界の食料不安」をテーマとした講演会へ参加しております。議案第1号について、概略を説明いたしました。詳細については、別添の事業報告書のとおりです。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありました、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号「令和6年度 事業計画(案) 承認の件」を議題といたします。事業方針(案)、事業計画(案)について事務局より説明をお願いします。

(議案第2号) 議案第2号 令和6年度事業計画(案) 承認の件について説明いたします。

4ページの事業方針(案)です。わが国の農業は、少子高齢化による担い手不足、遊休農地の増加、食生活の変化に伴う外国からの輸入農産物との価格競争など、非常に厳しい状況におかれています。コロナ渦も終わり、以前のような経済活動が戻りつつあるものの、世界情勢は、終わりの見えないロシアのウクライナ侵攻などの紛争により各地で情勢不安が続いています。このような混乱の中、日本国内においても生産資材・飼料をはじめ、あらゆるものがコスト高となり、さらには記録的な円安の進行により今後一層農業経営が圧迫されていくことが懸念されるところです。こうした状況ではありますが、諫早市農業委員会では、農地利用の最適化の推進に取り組んでいきたいと考えております。主な内容としては、農地利用状況調査の調査結果に基づく 遊休農地の所有者等への利用意向調査、さらに昨年度から引き続き、地域計画の策定に向け、農業者及び各関係機関等との話し合いへの参加、また、地域の意向に沿った農地の有効活用を推進し、遊休農地の解消に努めるとともに、農地中間管理事業との連携を図るため農地中間管理機構等への情報提供等を行い、地域農業の担い手である認定農業者や新規就農者への農地集積・集約化を推進していきます。農業者の老後の生活安定を図るため、認定農業者などの担い手に対して、積極的に農業者年金の加入推進を図り、さらに行政機関に対しては、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の提出を例年どおり行ってまいります。

次に5ページから6ページにかけては、令和6年度事業計画(案)です。1番の会議の開催については例年同様です。

2番の農地関係業務では、農地法等関係業務、農地利用最適化業務、地域計画策定に向け各関係機関との協議への参加など取り組んでいきます。

3 番の農政関係業務については、担い手支援や認定農業者への巡回による経営相談、農業後継者等への相談支援、農業者年金制度への加入推進活動、家族経営協定締結の推進について引き続き行っています。この項目で、

地区別協議会において「第三者継承者への相談支援」を追加することについて意見が出されました。「第三者継承」とは、農地・施設・機械等の資産と技術などを家族以外の、継承希望者に受け渡し、経営を継承する手法です。次世代に資産を引き継ぐことで農業経営が継続され、地域農業を守ることに大きく貢献することが期待されており、国や県も推進しているところです。

よって、6 ページの（3）農業後継者等への相談支援の一つ目の丸ポツを「農業後継者、第三者継承者及び新規就農者への相談支援」に変更したいと考えております。

4 番の行政機関等への意見書の提出は例年どおり行います。

5 番の農地賃借料情報提供業務についても例年同様、調査後に情報提供を行っていきます。

6 番の委員研修の実施については、農業委員会独自の研修の実施や関係機関が開催する研修会等へ参加していきたいと考えております。

以上で議案第 2 号の概略の説明を終わります。

議 長 議案第 2 号の説明がありました、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、議案第 2 号は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 号は承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 3 号「令和 6 年度の最適化活動の目標の設定等の件」を議題といた
（議案第 3 号）

事 務 局 議案第 3 号「令和 6 年度の最適化活動の目標の設定等の件」の説明に入る前に、7 ページの認定農業者等の数値については、地区別協議会で訂正のお願いと、タブレットのメールで通知しましたとおり数値の訂正を行っております。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第 3 号「令和 6 年度の最適化活動の目標の設定等（案）の件」について説明いたします。

この議案第 3 号の目標設定等につきましては、ガイドラインに基づき、作成するものとなっており、「農業委員会としての成果目標」と「農業委員・推進委員が実施する最適化活動の活動目標」を設定しております。

それでは 7 ページをご覧ください。令和 6 年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制や農家・農地の概要を記載しております。詳細は記載のとおりでございます。

次に 8 ページから 9 ページにかけて、「最適化活動の成果目標」として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の 3 つの項目ごとに、現状と課題や令和 6 年度の目標数値をガイドラインに基づき設定しております。

令和 6 年度の担い手への集積目標につきましては、令和 12 年度までに、農地の 82 % を担い手へ集積するとしておりますので、その達成に向けて、近年の実績等を

参考に68haの農地を新規に集積する目標としております。

次に、8ページの中段、遊休農地の解消につきましては、5年度の緑区分の遊休農地は22.4haでございますが、既存の遊休農地解消の目標は、一昨年の令和3年度利用状況調査時点における緑区分の遊休農地面積を基準として、5年間かけて解消するという目標設定をすると定められております。そのうち条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難で、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものは目標面積から除外することとなっておりますので、令和3年度の緑区分面積であった44.8haから除外する面積14.1haを除いた30.7haの5分の1となる、約6.1haを今年度に解消するという目標設定としております。

また、令和5年度の黄区分の遊休農地は、482.4haでございますが、黄区分につきましては、解消のための工程表を策定するにあたり、県や市、農地バンク等と協議することを目標としております。

次に、9ページの新規参入の促進に係る目標につきましては、新規参入者に対する農地の貸付等について、農地所有者の同意を得た面積を47.5haとするものでございます。この数値は、令和2年から令和4年度の権利移動面積（農地バンクへの貸付を除く）の3か年平均の1割を設定しております。

最後に、9ページ中段以降に「最適化活動の活動目標」を記載しております。最適化活動の目標日数は、月10日と設定しております。この数字につきましては、令和3年12月に開催された全国農業委員会 会長代表者集会における申し合わせ事項で決められた数字でございます。

次の、活動強化月間の設定目標は、年3回設定することとしております。

記載のとおり5月と11月は基盤強化法による貸借期間満了となる農地について、農地バンクを通じた貸借へ誘導をすることとしており、12月については利用状況調査の対象者に対して回答を促す月にしたいと考えております。

次の、新規参入相談会への参加目標は、委員が1名以上参加することを、目標として設定することとされておりますので、県農業法人協会と県農業会議が主催する相談会へ、年1回参加するという目標にしております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 議案第3号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、議案第3号は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は承認することに決定いたします。

議長 次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、福田町の農地1筆、計2,803㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,549㎡です。

トラクターや軽トラック等を所有されており家族と一緒に農作業をされています。また農業に約8年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小野地区、赤崎町の農地1筆、564㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は25,050.43㎡です。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、長田地区、中田町の農地3筆、1,297㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,278.44㎡です。トラクターや軽トラック等を所有されております。また農業に約8年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、長田地区、白木峰町、白原町の農地2筆、5,623㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は32,775㎡です。トラクターや軽トラック等を所有されており家族と一緒に農作業をされています。また農業に約44年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約8分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、長田地区、猿崎町の農地1筆、1,447㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は154,727.50㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また農業に約35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、多良見地区、多良見町市布の農地1筆、73㎡について耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は12,907㎡です。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされております。また農業に約63年間従事され、借受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、多良見地区、多良見町野副の農地1筆、143㎡について耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は1,727㎡です。軽トラックや動噴等の機械は所有されております。また農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、多良見地区、多良見町野副の農地1筆、156㎡について耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は23,876.45㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされております。また農業に約70年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明を

お願いします。

- 委員 1 番の農地を地区推進委員と確認してきました。
権利取得後は、購入する農地において年間を通し玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議長 1 番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、1 番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、2 番小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 2 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し玉ねぎ、トマトキャベツ、白菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 議長 2 番小野地区の委員さんの説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、2 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、2 番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、3 番から 5 番長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 3 番の農地を地区推進委員と確認してきました。
権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。
- 4 番の農地を地区推進委員と確認してきました。
権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻、さつまいも、落花生を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。

権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番から5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番から5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番から5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に6番から8番について、多良見地区の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。
権利取得後は、購入する農地において年間を通しミカンを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

委 員 7番と8番を一緒に説明します。7番と8番の農地を地区推進委員と確認してきました。ここの農地は大草地区にあり構造改善がなされてないため変形な土地に稲を植えているという現状だったので、これを7番の人と8番の人で交換することによって、非常に耕作に便利になります。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 6番から8番について何かご質問はありませんか。

議 長 ご質問がないようですので、6番から8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番から8番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いたします。

1番諫早市長野土地区画整理事業に伴い、長野町の田32筆10133.92㎡(仮換地・保留地)と併用地5筆112.90㎡(保留地)を合わせた合計10

246.82㎡について、宅地造成を行うための転用申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長野インターチェンジからおおむね300m以内の農地については第3種農地に、その他の農地については第2種農地に該当します。今回の申請は、土地区画整理事業を実施する諫早市長野町土地区画整理組合が隣接地所有者への換地譲渡と低層集合住宅等用地とするための宅地を造成ものです。通常、申請が宅地造成のみを目的とする場合は申請は認められませんが、都市計画法に基づく地区計画が定められた区域の場合は、農地法施行令第47条第1項第5号のトの規定により、住宅用の土地造成のみの転用が認められているものです。土地の造成については、盛土を最高2.1m、切土を最高0.5m施し、土留め工事及び擁壁を設置し土砂等の流出防止を図り隣地等に影響がないようにいたします。雨水については、貯水池を整備し、污水・生活雑排水については、下水道に接続します。また、日照等について、土地区画整理事業の計画では、建物に近接する農地はありませんので、特に問題は無いと考えられます。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については有価証券報告書で確認しています。

2番高来町上与の畑2筆合計908㎡の農地を貸資材置場用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、昭和57年7月頃から貸資材置場用地して利用しているものです。申請人は砕石業を営む法人の役員であり、自身が役員を務める法人に利用させているものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いものと思われます。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、現状のまま利用するため追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。

3番高来町小峰の田2筆合計1,041㎡の農地を貸資材置場用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者は砕石業を営む法人の役員であり、事業を拡大するため、自身が役員を務める法人が利用する、再生砕石や重機、重機用アタッチメント等を置くための資材置場用地を整備するものです。土地の造成はなく現状のまま利用し、緩衝地を設け土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については自然流下とし、雨水溜まりを設けます。污水については発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 議案第5号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。 |
| 委 | 員 | 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、宅地造成のため転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。 |
| 議 | 長 | 1番について、何かご質問はありませんか。 |

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・高来地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、貸資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

委 員 3番担当地区において担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、貸資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第6号) 事務局 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いたします。

1番小川町の畑1筆76㎡を駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転(贈与)、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は、2台分の駐車場を整備するものです。

土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接する農地はなく、資金については通帳で確認しています。

2番長野町の田1筆950㎡の農地を工事用道路(一時転用)とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定(令和8年8月まで)、区域区分は調整区域で農用地区域内にある農地ですので原則不許可となりますが、一時転用でありますので不許可の例外に該当します。本件は、諫早市長野町土地区画整理事業ための工事用道路とするための一時転用となります。土地の造成については盛土を最高3.0m、切土を最高2.1m施し周囲には擁壁及び防護柵を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は自然流下とし、汚水は発生いたしません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については有価証券報告書で確認しております。

3番小野島町の現況地目畑1筆279.86㎡の農地について住宅用地(一般住宅)とする転用申請です。契約内容は所有権移転(売買)、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造

平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用します。また土留め工事を行うため被害の恐れはありません。雨水については溜枥を経由して水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題はなく、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条開発許可申請中です。

4番貝津町の畑1筆119㎡(実測面積206.40㎡)の農地について住宅(一般住宅)とする転用申請です。契約内容は所有権移転(売買)、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、切土を最高0.8m施し、法面保護をし、土砂等の流出がないようにします。雨水については水路に放流し、汚水等については合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条開発許可申請中です。

5番長田町の畑1筆269㎡の農地について住宅用地(一般住宅)転用申請です。契約内容は使用貸借権設定(永久)、なお、借受人と貸渡人は親子です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長田出張所からおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、車両乗入口について切土を最高0.5m施しますが、おおむね現状のまま利用しますので被害の恐れはありません。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地は貸渡人の自己所有であり問題はなく、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条開発許可申請中です。

6番高天町の田畑2筆合計422.40㎡の農地について住宅用地(一般住宅)とする転用申請です。契約内容は所有権移転(贈与)、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水等については下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条開発許可申請中です。

7番白浜町の畑1筆374㎡の農地について住宅用地(一般住宅)転用申請です。契約内容は使用貸借権設定(永久)、なお、借受人と貸渡人は親子です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道・下水道管の2管が通る道路に接し、おおむね500m以内に2以上の公共施設等がある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水等については下水道に接続します。隣接する農地は貸渡人の自己所有であり問題はなく、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第43条開発許可申請中です。

8番飯盛町山口の畑1筆235㎡について住宅用地(一般住宅)とする転用申請

です。契約内容は所有権移転（贈与）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

9番飯盛町古場の田1筆、3,165㎡の農地について太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは916枚設置し、フェンス区域面積は3164.30㎡、売電単価は10円となっております。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成を実施せず現状のまま利用し、雨水については自然流下とします。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。諫早市環境保全条例事前協議済みです。

10番高来町西尾の畑1筆567㎡の農地について農産物直売所及び作業場用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定（10年間）、なお、借受人と貸渡人は親子です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、農産物直売所及び作業場用地とするものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地はなく、資金については通帳で確認しています。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

議長 議案第6号の説明がありましたので、1番小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番について説明をいたします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番小野地区の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番について担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、工事用道路に一時転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

3番について担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正である

と思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次、4番真津山地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して住宅用地に適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番から7番長田地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番・6番・7番を一括してご説明をいたします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 5番から7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次、8番と9番は、飯盛地区の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番と9番をあわせて一緒に説明したいと思います。まず8番ですけど担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして9番です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、「隣接農地所有者等との協議報告書」は提出はされておりますが十分な協議がされていないことから、周辺農地への影響が懸念されるため、改めて隣接農地所有者等との協議報告書を求めることとし、審議を保留すべきとの意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 8番と9番の申請がありましたけど、8番はいいとしましても、9番は隣接農地の方と十分な協議がなされていないという事で、皆様にご意見をお聞きしたいと思います。

委 員 太陽光発電で隣接農地との協議書が提出されているが、地元の農業委員さんが、協議が十分でないというご見解であれば地元の見解を優先し、農業委員会としては、その業者・地権者の方に対して十分な協議を再度求める。という事で、この案件については、保留が適正だと思います。

(「賛成」という者あり)

議 長 隣接農地の方と十分に協議されていないと判断される事から、事務局において、再度の協議を求めることはできないでしょうか。

事 務 局 事業者に対しまして、再度隣接農地所有者との協議を十分に行なうように指導を行っていきたいと思います。

議 長 8番は申請通り許可としますけど、9番は来月以降、協議してもらった資料を出してもらおうという事で、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議がないようですので、そのように決定をいたします。

議 長 では次に10番の委員さん補足説明願います。

委 員 10番について補足説明をいたします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農産物直売所及び作業場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、10番について何かご質問ありませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

(議案第7号) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件についてご説明いたします。

事 務 局 1番日の出町の畑4筆合計4,024㎡の農地について、令和3年5月26日付け、第62-1号で特定建築条件付土地として許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。今回、転用目的の変更はありませんが、造成する区画数が変更となる計画変更承認申請となります。理由といたしましては、購入希望者から、2区画を一体利用したいとの希望があったため、2区画を1区画に変更し、許可時の18区画を17区画に変更するものです。

2番下大渡野町の田3筆合計1,361㎡の農地について、令和5年10月27日付け、第709-1号で資材置場用地として許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。今回、転用目的の変更はありませんが、乗入口及び配置計画を変更するための計画変更承認申請となります。理由といたしましては、当初計画では乗入口を5mとしていたが進入に支障があったため6mとするもので、それにあわせて資材の配置計画を変更するものです。なお、配置する資材の数量に変更はありません。

以上で、議案第7号の説明をおわります。

議長 事務局から説明がありましたが、1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第8号農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件（利用権設定）を説明いたします。

1番、小野地区、小野島町の農地2筆5,585㎡、について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

2番～4番は譲受人が同一の案件です。

2番、小野地区、小野島町の農地3筆1,999.16㎡、

3番、小野地区、小野島町の農地2筆3,999㎡

4番、小野地区、小野島町の農地1筆2,611㎡

計8,609.16㎡

について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。

申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

5番と6番は譲受人が同一の案件です。

5番、高来地区、高来町山道の農地1筆690㎡、

6番、小野地区、高来町山道の農地1筆702㎡

計1,392㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。

申出人は、水稻、玉ねぎ、蕎麦、馬鈴薯、フキノトウの生産を主体に経営されています。

以上、1番～6番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長 議案第8号の1番と2番について何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 3番は、11番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、11番委員の退席を求めます。
(11番委員退席)

議 長 3番について何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番について何かご意見ありませんか。

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番については、申請どおり許可することに決定いたします。11番委員の入場を求めます。
(11番委員・入場 → 着席)

議 長 議案第8号の4番から6番について何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第8号の4番から6番については申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第8号の4番から6番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして議案第9号農地中間管理事業に係る「農地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件についてご説明いたします。

1番から3番は借受人が同一の案件です。

1番、諫早地区、目代町の農地1筆、1,062㎡

2番、諫早地区、目代町の農地1筆、1,162㎡

3番、諫早地区、目代町の農地1筆、1,959㎡

計4,183㎡を使用貸借20年及び賃貸借20年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、いちごの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

4番、5番は借受人が同一の案件です。

4番、小野地区黒崎町、赤崎町の農地21筆、計23,451㎡

5番、小野地区黒崎町の農地1筆、1,810㎡ 計25,261㎡

を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、

麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

6番、小野地区川内町の農地1筆975㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

7番、小野地区小野島町の農地3筆、計3,323㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

8番、小野地区小野島町の農地1筆、3,787㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

9番、森山地区森山町本村、森山町田尻の農地5筆、計4,744.50㎡使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、野菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

10番、森山地区森山町田尻の農地2筆、計2,150㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

11番、森山地区森山町本村の農地1筆、2,569.42㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

12番、高来地区高来町平田の農地1筆、401㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ゴーヤの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区幸町の農地1筆、1,117㎡について、13番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年3か月となっています。

次に、既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区目代町の農地1筆、710㎡について、14番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、いちごの生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。

契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である1年3ヶ月となっています。

次に既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている諫早地区目代町の農地4筆、計4,462㎡について、15番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、いちごの生産を主体に経営することと、今回、新規に就農を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、賃貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である19年10か月となっています。

次に既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区森山町本村の農地2筆、6,056㎡について、16番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である1年6か月となっています。

次に既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区森山町田尻の農地2筆、計4,949㎡について、17番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎ、ブロッコリーの生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年5か月となっています。

次に既に農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている高来地区高来町折山の農地1筆、1,503㎡について、18番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年1か月となっています。

以上 第9号議案の1番から18番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、1番から18番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明終わります。

議 長 議案第9号の1番から18番について何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から18番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から18番については、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第10号地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号、地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件について

ご説明をいたします。本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

内容につきましては、久山第3の2地区で、市街化区域内の農地が168筆、調整区域内が39筆、合計207筆の内、農地から農地以外への変更が178筆、農地及び農地以外から農地への変更が29筆予定されています。

農地以外への地目変更が予定されているもので、許可不要案件を除く、転用履歴等が確認できなかったものについては、農地法の許可及び届出の確認が取れていないため、一部の案件については農地法の手続きを要すると回答したいと思います。以上で説明を終わります。

議長 ただいま説明がありました議案第10号につきまして、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、第10号議案については、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、事務局が作成した議案のとおり回答することに決定いたします。

議長 次に、報告案件について事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から2件、小栗地区から1件、真津山地区から1件、本野地区から1件、長田地区から5件、高来地区から1件、合計11件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

続きまして報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

諫早地区から1件、小野地区から4件、森山地区から5件、合計10件の通知が出ています。解約理由としましては、1件が売買するため、6件が農地中間管理機構に貸し付けるため、3件が都合により耕作できなくなったため、となっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 川内町の畑2筆750㎡を住宅用地（共同住宅）とする届出です。

2番 貝津町の畑1筆200㎡を住宅用地（一般住宅）とする届出です。

3番 貝津町の畑1筆424.73㎡を住宅用地（一般住宅）とする届出です。

4番 貝津町の畑1筆39㎡を倉庫用地とする届出です。

5番 貝津町の畑1筆254㎡を駐車場用地とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 平山町の畑1筆699㎡を住宅用地（共同住宅）とする売買の届出です。

2番 貝津町の畑1筆356㎡を倉庫用地とする賃貸借の届出です。

3番 多良見町化屋の畑1筆289㎡を宅地造成する売買の届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 高来町西尾の畑1筆567㎡のうち49㎡に精米機を設置する届出です。

以上で報告をおわります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 令和5年度事業報告 1件。

議案第2号 令和6年度事業計画(案) 1件。

議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案) 1件。

議案第4号 農地法第3条許可 8件。

議案第5号 農地法第4条許可 3件。

議案第6号 農地法第5条許可 10件。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 2件。

議案第8号 農地中間理事業に係る農用地利用集積等促進計画 6件。

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 18件。

議案第10号 地籍調査による農地地目変更に伴う意見 1件。

以上、審議件数は、全部で51件 ございました。

議 長 それでは次に、その他の項目でございますが、令和5年度農業委員会互助会決算報告の承認の件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (収支決算の説明)

議 長 続きまして、監事さんより監査報告をお願いします。

監 事 (監査報告)

議 長 令和5年度農業委員会互助会決算につきまして報告がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、令和5年度農業委員会互助会決算については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、令和5年度農業委員会互助会決算については、承認

することに決定いたします。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問等はありませんか。

委員 農業委員推進委員の協議的な現地調査を行う際の考え方についてお尋ねします。今回、飯盛からソーラーの件が上がってきました。地区別協議会でも、ソーラーの立つ予定地の横に家があり、そこの方の同意というのはどうなのかと判断に悩みました。事務局の基本的な考え方は農業に対しての影響で判断していいとお聞きしているのですが、次回また申請が上がってきて許可することになった時にも住宅は農業委員としては関係なしということでしょうか。それが1件です。

それともう一件は、以前住宅申請が上がった案件でハウスの横に水路があったのですが、それに関して許可はいらないと、事務局の説明がありました。以上、2件について基本的な考え方をお聞かせください。よろしくお願いします。

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、今回の太陽光発電の件につきまして。飯盛の方でソーラーパネル900枚ほどの計画が上がってきておりまして、すぐ隣接したところに住宅がございました。我々も地区別委員会の後に、現場の方に行き確認しました。しかし農地法と言いますが、農地に関する法律でありまして、農業への被害を制限する法律となっております。住宅への被害につきましては、基本的には別の法律でございまして、環境を所管している部署、そういった所が住環境への影響を審議することになっていきます。環境保全条例に基づいて事前協議することになっていきます。農業委員会といたしましては、大前提として農地、営農への影響がないのか、そこを一番中心に審議していくことになっていきます。それと2つ目の水路を挟んでという事なんですけど、基本的には水路もしくは道路を挟んだ場合には、隣接とはならないという事でございます。以上でございます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 小長井の方で以前、農業委員会は畑の隣接の承認があればいいんですが、メーカーと業者が住民の方に説明して、納得してもらってから通ったことがありました。

委員 私は赤崎町ですが、ここ10年程近所の色々な例をみましても、営農型太陽光発電に関しては地元の了解をよく得てから隣接する農地へ、という方向に向かわれた方がいいのではないかなと思うんですが。

委員 今太陽光発電に関しては、飯盛のほか多々あってます。そして農業委員会は基本的には隣接する農地に対しての許可についてずっとやってきました。基本その間今おっしゃったような問題は農業委員会としてではなくて、農業委員会の管轄・統括する案件ではないとして今まで処理がなされてきたと思います。ただ今のご意見等を聞けば、その市の環境条例とそれから地域とのよく転用の時に出来ますけど調和要件という文言を使います。ですからやはり農業委員会に上がってくる場合にはご意見として出ましたけれど、市の開発条例、近隣の住民との協議、それが済んでから諫早市農業委員会に転用許可申請と言う事をされたらいいんじゃないかという事を総会において、会長すみません。緊急動議的に、決議した方がいいのかどうか、

ただこういう意見が出たというかたちに留めるのかを皆さんにちょっとお伺いをしたいと思います。

議長 農業委員会に関する動議ですので、皆さんの意見がきちんと揃わないことには、ここで決められませんけど。

委員 今までも太陽光発電につきましては、いろいろと問題がありましたし、それから修正とか変更とか結構きております。そして実際は農地という事じゃなくて荒れかけた所に目をつけて言ってくるんじゃないかという気もするんです。やはりその地域の農地なり条件というのは、地域の方が一番詳しい。そういう地域の方の理解がなければ、地主との関係などだけで、農業委員会に上がってくる。地域の方が一番わかっていらっしゃる、そこをよく検討いただいて、そのあとに農業委員会の方に提出いただければと思います。それが一番妥当じゃないかなと思います。私の方からは以上です。

事務局 今いろいろとご意見をいただいたところなんですけど、この問題、よければ事務局の方でも研究をさせてもらえないかと思います。もしかしたら農地法の範疇を超えるなどという、国とかの見解が出されているかもしれませんので、そういうことがないかを研究をさせていただければと思いますが、どうでしょうか。

（「異議なし。」と言う者あり）

議長 今ですね、この連絡事項等もありますけれども、今我々この農業委員としてでも我々の権限と、他の権限がありますけど、その兼ね合いがあって、農業委員会は進んでると思います。皆さんの意見を聞いてそれで決定するということは出来ませんので、法律に基いてやっておくというのが一番いいのではないかと考えております。そして今、事務局の説明のとおり研究してもらって改めて話し合うのが一番ではないかと考えております。

議長 それでは、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 （事務連絡）

議長 それでは、これをもちまして、令和6年度諫早市農業委員会第1回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____